

●香川県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年10月17日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 黒瀬本大線（237号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市流岡町字池下131番1 地先から 観音寺市村黒町字下原230番2 地先まで	14.5~17.5	170	平成7年香川県告示第175号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年10月17日